

有機農業の取組拡大に向けた 各地の取組事例集

ビジネス実践拠点づくり編

平成30年度オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業のうち
オーガニックビジネス実践拠点づくり事業



令和元年 8 月
生産局農業環境対策課

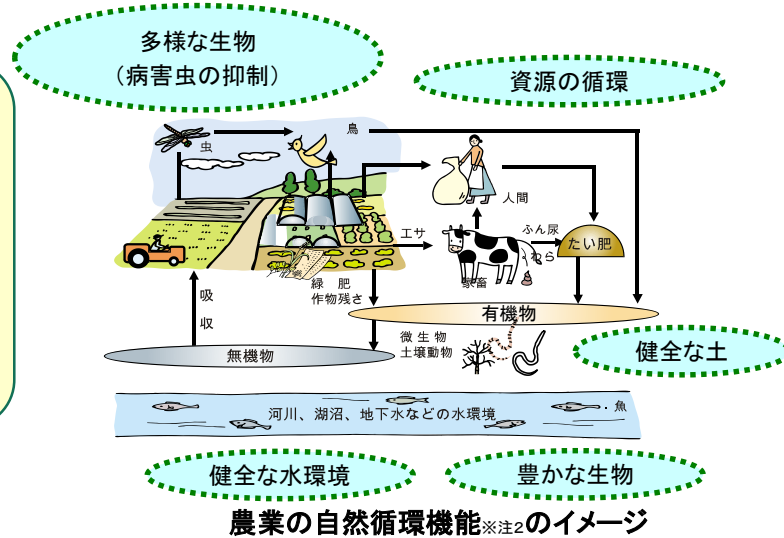
農林水産省

環境保全型農業・有機農業・有機農産物とは

環境保全型農業

環境保全型農業とは、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減、さらには農業が有する環境保全機能の向上に配慮した持続的な農業、のことを指します※注1。

※注1:「今後の環境保全型農業に関する検討会」報告書(2008年3月 農林水産省生産局農産振興課環境保全型農業対策室)による。



有機農業

有機農業は、生物の多様性、生物学的循環及び土壌の生物活性等、農業生態系の健全性を促進し強化する全体的な生産管理システムであり、国際的な委員会（コーデックス委員会※注3）が作成した「ガイドライン※注4」に、その「生産の原則」が規定されています。

我が国では、平成18年度に策定された「有機農業推進法※注5」において、有機農業を「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。」と定義されています。

※注3: コーデックス委員会とは、消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1963年にFAO及びWHOにより設置された国際的な政府機関。国際食品規格の策定等を行っており、我が国は1966年より加盟。

※注4: 有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン(CAC/GL32-1999)

※注5: 有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)

有機農産物

有機農産物とは、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において、

- ・ 周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること
- ・ は種又は植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと
- ・ 組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと

など、コーデックス委員会のガイドラインに準拠した「有機農産物の日本農林規格」の基準に従って生産された農産物のことを指します。

この基準に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者は、「有機JASマーク」を使用し、有機農産物に「有機〇〇」等と表示することができます（逆に、認証を受けていない農産物に「有機〇〇」等の表示を行うことはできません）。



オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業

有機農業の面的拡大と有機農業により生産された農産物の安定的な供給体制を構築するため、輸出も視野に入れたマーケットインの発想を基本としたオーガニックビジネスの実践拠点づくりに対する取組を支援しました。

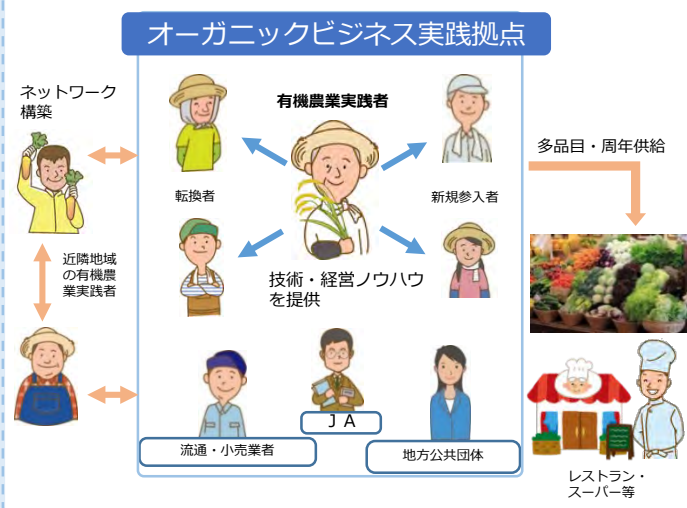
1. オーガニックビジネス実践拠点づくり事業

補助率：定額
事業実施主体：協議会

○ 生産供給拠点の構築

- ①実践拠点を核に新規の有機農業実践者の確保・育成や有機農業者間のネットワークづくりを支援
- ②複数の有機農業実践者による多品目・周年供給体制の構築、実需者との連携強化（定期的な意見交換）を支援
- ③有機農業新規参入者や慣行栽培からの転換者に対する技術講習会の開催や土づくり技術実証（最大2年間）を支援

各地にオーガニック
ビジネス実践拠点を
整備



2. 全国推進事業

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

実践拠点の取組を支援

(1) 生産・実需情報の共有の構築・オーガニックビジネスの実践支援

- オーガニックビジネス実践拠点における販売戦略を企画・提案する「オーガニックプロデューサー」の選定・派遣
- 生産と実需を結び付けるポータルサイトの構築 等



(2) 消費者等の理解増進

- 消費者に対する啓発活動
- 生産者と実需者との商談会の開催 等



(3) 新規就農促進

- 研修受入れ農業者に対する研修会の開催 等



国際認証取得拡大緊急支援事業のうち有機JAS認証等取得等支援事業

※ 国際認証取得拡大緊急支援事業のうち有機JAS認証等取得等支援事業の取組事例は別冊「輸出編」をご覧ください。

E U 諸国及び東南アジア諸国等に対する農畜産物・加工食品の輸出拡大に向け、有機 J A S 認証等の取得等を支援しました。

事業内容

<補助率：定額、1/2>

- 有機 J A S 認証の取得、輸出向け商談、輸出向け新商品開発、技術講習会の開催、機械等リース等を支援
- GLOBALG.A.P.認証の取得、輸出向け商談等を支援



効果

- 有機同等性の仕組みを利用した E U 向け輸出の拡大
- 国内有機農業取組面積の拡大
- 取引先からの要求に応じた、GLOBALG.A.P.認証取得者数の拡大



事業実施主体

協議会等

平成30年度オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業 のうちオーガニックビジネス実践拠点づくり事業 実施地区一覧

- 1 大空町有機農業推進協議会（北海道）
- 2 豊浦町オーガニック・エコ農産物推進協議会（北海道）
- 3 J Aみどりの有機農業推進協議会（宮城県）
- 4 オガニック農業推進協議会（秋田県）
- 5 小川町有機農業推進協議会（埼玉県）
- 6 千葉県有機農業推進協議会（千葉県）
- 7 自然と共生する里づくり連絡協議会（千葉県）
- 8 湘南オーガニック協議会（神奈川県）
- 9 小田原有機の里づくり協議会（神奈川県）
- 10 とやま有機・エコ農業パワーアップ協議会（富山県）
- 11 知多の恵み協議会（愛知県）
- 12 京都オーガニックアクション協議会（京都府）
- 13 丹波市有機の里づくり推進協議会（兵庫県）
- 14 神戸オーガニック・エコ農業推進協議会（兵庫県）
- 15 那賀地方有機農業推進協議会（和歌山県）
- 16 安来農林振興協議会やすぎ有機農業推進プロジェクト（島根県）



- 17 小松島市生物多様性農業推進協議会（徳島県）
- 18 南島原市有機農業推進協議会（長崎県）
- 19 くまもと有機農業推進協議会（熊本県）
- 20 宮崎県有機農業連絡協議会（宮崎県）
- 21 かごしま有機農業推進協議会（鹿児島県）